

A 様

世田谷区監査委員	萩	原	賢	一
同	阿	部	能	章
同	山	口	裕	久
同	津	上	仁	志

### 住民監査請求について（通知）

令和元年6月6日付け31世監第33号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

#### 記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担（ から までの行為については、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）公金の賦課又は徴収を怠る事実、

財産の管理を怠る事実限定されており、当該地方公共団体の住民は、これら財務会計上の行為又は怠る事実のいずれかに該当すると認めるときに、監査委員にその監査と非違の防止、是正の措置とを請求することができるものである。

本件請求において、請求人は、（ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る請求人の申請を世田谷福祉事務所（世田谷総合支所生活支援課）が却下したこと、（イ）当該却下に関する通知が14日以内に行われていないことを問題とし、（ウ）同項第2号に規定する教育扶助の申請に対しても、（ア）及び（イ）と同様の行為が行われることが相当の確実さをもって予測されると主張しているものと解される。

しかし、（ア）の申請に対する却下は、当該生活扶助に係る申請を拒否する処分であって、これにより何らの財務的処理を伴うものではないのであるから、上記 から までの財務会計上の行為のいずれにも該当しない。また、（イ）の却下に関する通知についても、生活保護法に基づき却下の決定を請求人に伝えるという行政一般の事務処理に過ぎず、財務会計上の行為に該当しない。

そうすると、（ウ）は、財務会計上の行為に該当しない行為の可能性を主張しているに過ぎないと解される。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を欠くものとして不適法であり、却下が相当である。

令和01年06月07日

世田谷区監査委員会 御中

監査請求状	
監査請求人	〒 (住所)東京都世田谷区 (氏名)A (電話番号)
被請求人	〒154-8504 (住所)東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 (氏名)世田谷区役所 生活支援課全職員 (電話番号)03-5432-1111
上記当事者間の地方自治法第251条第1項による自治紛争は、日本国憲法若しくは、地方自治法若しくは、生活保護法若しくは、東京都条例、規則何れにも該当しない、世田谷区役所生活支援課全職員の監査を請求する。	
監査請求の趣旨	
生活保護法第12条第1項による生活扶助申請に対しては、生活保護法第30条第各項目及び、生活保護法第31条第各項目通りに行わなかった為、生活保護法第13条第1項による教育扶助申請に対しても、行為がなされることが相当の确实さをもつて予測され、別紙監査請求理由状記載とおり行え。	
監査請求の理由	
別紙監査請求理由状記載とおり。	
事実証明書	
別紙事実証明状記載とおり。	
必要な措置を講ずべきこと	
別紙必要な措置を講ずべきこと決定状記載とおり。	

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所及び電話番号は省略し、氏名は仮名とした。

事実証明書その他の書類の添付は省略した。